

学校施設開放事業を利用する際の注意事項

- ① 体育館および武道場の鍵を適正に管理すること。（紛失や誰が管理したか代表者が把握していない状況を作らない。また子どもに管理させない。）
- ② 学校備品等については、必ず学校に相談し、許可を得てから使用すること。
- ③ 許可されている使用目的以外で使用しない。また使用目的に必要な電気器具を使用しない。（例：暖房器具や CD プレーヤー）
- ④ スマートロックの有効時間（施設利用許可時間）を厳守すること。
- ⑤ 学校敷地内を車両で通行する際は、徐行する。（直ちに停止できる速度で通行する。）一旦停止等のルールは必ず守る。
- ⑥ 使用した器具等は元あった位置に戻す。
- ⑦ 施錠確認を必ず行う。掃き出し窓やアリーナ 2 階の窓、裏口等の通用門も必ず確認する。
- ⑧ 使用した施設の清掃は必ず行う。
- ⑨ 施設使用後は速やかに解散する。居残っておしゃべり等しない。
- ⑩ 登録されたメンバーのみで使用する。（学校施設開放事業登録団体間の対外試合の使用は認める。）
- ⑪ 年度途中でメンバーを追加することは可能だが、登録条件（市内に在住・在学・在勤するものが 10 人以上かつ団体員の過半数を占めること）を満たさなくなるような追加は認めない。
- ⑫ 水分補給以外の飲食はしない。
- ⑬ 壁打ちはしない。